

- 目的
生涯にわたり生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげるため、これまで既存制度による健康診断、健康診査を受診する機会がなかった県民に対して健康診査（特定健診と同等）の機会を設けたものです。
- 対象者
避難区域等以外概ね19歳～39歳の学生以外の国民健康保険被保険者、社会保険被扶養者等。